有利子負債に対する利子率	

［注１～３　略］

４　基礎事業年度は、第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第２項に規定する基礎事業年度をいう。

６　自己資本費用

［表略］

注１　第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表に掲げる機能ごと（同表１の項ロに定める機能にあつては、同条第２項各号に掲げる部分ごと（同項第３号に掲げる部分について、ＳＩＭカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、ＳＩＭカードの種類ごと））に作成すること（同条第１項の表１の項ロに掲げる機能の同条第２項第３号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第６項により算定する場合を除く。）。また、将来原価方式対象機能（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第２項に規定する将来原価方式対象機能をいう。）については、１（機能に係るレートベース）により算定された実績値及び三事業年度分の予測値ごとに「数値」の欄を分けてそれぞれ記載すること。

２　「機能に係るレートベース」の項には、１（機能に係るレートベース）により算定された値を用いること。

３　［略］

４　［略］

７　自己資本利益率

	基礎事業年度の前々事業年度の自己資本利益率	基礎事業年度の前事業年度の自己資本利益率	基礎事業年度の自己資本利益率	過去三期平均値
リスクの低い金融商品の平均金利				
β				
主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利				
自己資本利益率				

［注１～３　略］

４　基礎事業年度は、第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第２項に規定する基礎事業年度をいう。

有利子負債に対する利子率	

［注１～３　同左］

［新設］

６　［同左］

［表同左］

注１　第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表に掲げる機能ごと（同項ロに定める機能にあつては、同条第２項各号に掲げる部分ごと（同項第３号に掲げる部分について、ＳＩＭカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、ＳＩＭカードの種類ごと））に作成すること（同条第１項の表１の項ロに掲げる機能の同条第２項第３号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第２項により算定する場合を除く。）。

［新設］

２　［同左］

３　［同左］

７　［同左］

	原価及び利潤の前々算定期間の自己資本利益率	原価及び利潤の前算定期間の自己資本利益率	原価及び利潤の算定期間の自己資本利益率	過去三期平均値
リスクの低い金融商品の平均金利				
β				
主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利				
自己資本利益率				

［注１～３　同左］

［新設］